

Pre GEIL 2023

参加規約

学生団体GEIL

本規約は、学生団体GEILが2023年4月22日から4月23日まで主催するイベントである、「Pre GEIL 2023」の参加に関する諸事項を定めたものである。学生団体 GEILと本規約に同意する者との間で、その効力を生ずるものとする。また、参加登録の申込提出の時点において本規約に同意したものとみなし、一部の条項を除きイベント終了後まで効力が持続するものとする。

❖ 第1条(定義等)

1. 「当団体」とは「学生団体GEIL」を指す
2. 「当イベント」とは、当団体が主催する「Pre GEIL 2023」を指す
3. 「参加者」とは、当イベントへの参加を希望し、参加資格が認められた者を指す
4. 「イベント期間」とは、参加者が当団体のイベント開催日に、集合場所に集合した時点から解散場所で解散する時点までの間のことを指す
5. 「保険」とは、当イベント参加者及び当団体が加入する、次号の社会福祉法人東京都社会福祉 協議会の行事保険Aプランを指す
 - a. (<http://www.tokyo-fk.com/volunteer/document/G1-gyoji2022.pdf>)

❖ 第2条(参加資格)

以下の各項を全て満たす者のみに、参加資格が認められるものとする。

1. 当団体より参加者確定の連絡を受けている
2. 参加者が本規約の内容に同意している
3. 指定の期日までに参加費を指定の口座又は送り先に支払っている
4. 当イベントに全日参加が可能である

また、当イベントへの参加資格は上記の各項を全て満たす者にのみ与えられるものであり、他人への譲渡は理由の如何を問わず認められない。

❖ 第3条(参加資格取消)

以下の項目に該当する場合には同意なく参加資格を取り消す場合がある。

1. 第2条に定める参加資格要件の第1~3項において、不正が認められた場合
2. 第2条に定める参加資格要件の第3項において、代金支払債務の不履行があった場合
3. 第2条に定める参加資格要件の第4項において、申込み後一定程度の参加不可能時間が生じた場合

4. 他の参加者や当イベント協力者に不利益を与える行為があった場合
5. 公序良俗に反する言動、及び営利活動を行った場合
6. 当イベントの円滑な運営を妨げる行為があった場合、又は運営側が不相当と判断する言動(宗教活動、政治活動、危険物の持ち込み等)があった場合
7. 感染症(「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定めるもの及びそれに準ずる危険を有するもの。以下同様)に罹患している場合
8. 第7条1項に定める参加契約解約事由に該当する場合

❖ 第4条(免責)

当イベントの参加者・スタッフは保険に加入する。

そのため、以下の項については当団体は保険によって補償される範囲外の責任を負わないものとする。

1. 参加者がイベント期間内に受けた災害、身体への事故、その他の損害
2. イベント期間内に発生した盗難・紛失
3. 当イベント参加者間又は参加者と第三者との間で生じた一切のトラブルなお、貴重品等持ち物の管理は参加者個人で行うものとする

❖ 第5条(参加者側の義務)

参加者は以下の項の義務を負うものとする。

1. 参加者は当イベント期間中は原則当団体のスタッフの指示に従う義務(参加者が指示に従わずに何かしらの損害を被った場合、当団体はそれに関する責任は負わない)
2. 貴重品等、持ち物の管理は参加者個人で行う義務
3. 当団体が当イベントの進行にあたり必要なサービスへの登録やソフトウェアのインストール等を要請した場合、参加者はこれに従う義務
4. 参加者は当イベント期間中に得た他の参加者及びスタッフの個人情報等を他に開示又は漏洩しない義務
5. 参加者は当イベント期間前及び期間中に新型コロナウイルス感染症に罹患した場合又は濃厚接触者となった場合、当団体の代表に対して報告する義務
6. 参加者はイベント期間後2週間以内に新型コロナウイルス感染症に罹患した場合及び濃厚接触者となった場合、当団体の代表に対して報告すると共に、濃厚接触者の有無についても報告する義務

❖ 第6条(参加者側の損害賠償責任の範囲)

以下の項に該当する場合には、その損害賠償責任は参加者にあるものとする。

1. 施設・物品等、参加者本人に帰属しない物を損壊させた場合
2. 他の参加者、当イベント協力者、スタッフ等への迷惑行為によって生じた損害
3. その他、イベント期間内に参加者の過失により生じた損害のうち、当団体の責めに帰すことができないもの

❖ 第7条(感染症に対する特別措置について)

1. 当イベント参加契約の解約

当団体は、次の各号に該当する方に対して、イベント期間内外に関わらず、何等の催告なく、メールやLINEなど何らかの手段による通知により、当イベント参加契約を解約・変更することができる。なお、参加者は、理由の如何を問わず参加費用の返還要求を行わない。

- a. イベント当日37.5度以上の発熱がある

2. 当イベントの中止、変更

新型コロナウイルス感染症が拡大し、当イベントの開催が困難な状況になる場合又は、当団体が開催不能と判断した場合は、当イベントを中止する可能性がある。また、当イベントの開催中、第7条第1項の事由により参加契約が一定数の参加者との間で解約された場合、当団体は直ちに一切の当イベントに纏わる行為を中止する。

今後の感染症拡大状況並びに政府及び自治体等の対応方針について、実施内容やスケジュールに変更又は中止が生じることがある。当団体はこれらにより参加者に生ずる損害等についての責任は一切負わない。

3. 情報提供について

全ての公共の場において、新型コロナウイルス感染症に晒されることは固有のリスクであり、当イベントへの参加中に新型コロナウイルス感染症に晒されないことを保障しない。

万一体調等に異変が生じた場合の責任は一切負いかねる。また、当イベントにおいて万一感染が発覚した場合、保健所等へ情報提供を行うことがある。

イベント期間前、期間中及び終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症への感染が発覚した場合は、第5条に書かれた通りとする。

❖ 第8条(参加者の健康管理について)

当団体は、イベント期間中の参加者の健康について十分な注意を払ってこれを管理するが、万一、傷病等が発生した場合でも、当団体は保険によって補償される範囲外の責任を負わないものとする。イベント期間中参加者が傷病を負った場合には、当団体で可能な限りの応急手当を行

うが、加療の責任は負わないものとする。

当団体は、イベント期間内に参加者に対し傷病等により治療が必要であると判断した場合、医療機関への搬送を行う。また、医療機関における治療内容及びその後の経過については当団体は責任を一切負わない。当イベント終了後に傷病等が発生した場合においても、当団体は保険によって補償される範囲外の責任を負わない。

❖ 第9条(健康管理のための特別措置)

イベント期間中に参加者が著しく体調を損ね、休養又は帰宅の措置が適当であると当団体の運営側が判断した場合、参加者はこれに従うものとする。この場合、参加費の一部返金等の措置を取ることは行わない。

❖ 第10条(個人情報の管理、取得及び利用に関して)

1. 個人情報

「個人情報」とは、個人情報保護法にいう「個人情報」を指すものとし、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所、電話番号、連絡先その他の記述等により特定の個人を識別できる情報、容貌、指紋、声紋にかかるデータ及び健康保険証の保険者番号等の当該情報単体から特定の個人を識別できる情報(個人識別情報)を指す。

2. 個人情報責任者

当団体は、個人情報責任者として以下の人物を定める。

職名 学生団体GEIL 代表

氏名 加納 孝祐

連絡先 kano-kosuke423@g.ecc.u-tokyo.ac.jp

3. 個人情報の収集方法

当団体は、参加者が当イベントへ参加登録の申込をする際に、保険等登録の必要性から、氏名、生年月日、住所、電話番号、及びメールアドレス等の個人情報をお尋ねすることがある。

4. 個人情報を収集・利用する目的

当団体が個人情報を収集・利用する目的は、以下の各号の通り。

- a. 当イベントの提供及び運営のため
- b. 参加者からのお問い合わせに回答するため
- c. 当団体が主催する今後のイベント等の広報のため
- d. 事前配布資料の送付、重要なお知らせ等必要に応じたご連絡のため
- e. 本規約に違反した参加者を特定し、ご参加をお断りするため
- f. 参加者に参加費を請求するため
- g. 新卒採用やインターン採用、自社サービス宣伝や広報のための協賛企業への情報提供のため
- h. 上記の利用目的に付随する目的

5. 利用目的の変更

- a. 当団体は、利用目的が変更前と関連性を有すると合理的に認められる場合に限り、個人情報の利用目的を変更する
- b. 利用目的の変更を行った場合には、変更後の目的について、参加者に通知する

6. 個人情報の開示

当団体は、参加者から本規約第10条及び個人情報保護法の定めに基づき個人情報の開示を求められたときは、参加者本人からのご請求であることを確認の上で、参加者に対し、遅滞なく開示を行う。当該個人情報が存在しないときには、その旨を通知する。但し、個人情報保護法その他法令により、当団体が開示の義務を負わない場合は、この限りではない。

7. 個人情報の第三者提供

当団体は、次の各号に掲げる場合を除き、あらかじめ参加者の同意を得ることなく、第三者に個人情報を提供することはない。但し、個人情報保護法、その他の法令で認められる場合を除く。

- a. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- b. 本人の特定が出来ない形式に処理して開示する場合
- c. 公的機関、保険会社、医療機関及びそれに準ずる機関により開示を求められた場合
- d. 当団体と特定団体の契約に基づいて開示を求められた場合
- e. その他、当イベントの運営上、やむを得ない場合

8. 協賛企業への情報提供

当団体はパーソルキャリア株式会社様に協賛していただいている。この協賛企業には、あらかじめ参加者の同意を得た上で参加者の皆様からいただいたアンケートの内容などの個人情報を提供することがある。

当団体が個人情報を上記協賛企業に提供する場合、その提供内容については以下となる。

- a. 協賛企業における新卒、インターン採用、協賛企業提供のサービス宣伝や広報などに利用することを目的とする提供
- b. 項目として、名前、在籍大学学部学科、卒業予定年月、メールアドレス、電話番号を提供
- c. Google Formで集めた情報をExcel、ないしグーグルスプレッドシート、pdfにデータ加工、処理しパスワードを設定するまたは共有者を制限するなど公開範囲を狭めたうえで提供
- d. 個人情報の開示や訂正、削除、追加については承るため、上記の個人情報責任者の連絡先まで連絡すること

9. 個人情報の訂正及び削除

- a. 参加者は、当団体の保有する自己の個人情報が誤った情報である場合には、当団体に対して個人情報の訂正、追加又は削除(以下「訂正等」といいます。)を請求することができる
- b. 当団体は、参加者から前項の請求を受けてその請求に応じる必要があると判断

した場合には、遅滞なく当該個人情報の訂正等を行うものとする

- c. 当団体は、前項の規定に基づき訂正等を行った場合、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは遅滞なくこれを参加者本人に通知する

10. 個人情報の利用停止等

- a. 当団体は、本人から、個人情報、利用目的の範囲を超えて取り扱われているという理由又は不正の手段により取得されたものであるという理由により、その利用の停止又は消去(以下「利用停止等」といいます。)を求められた場合には、遅滞なく必要な調査を行う
- b. 前項の調査結果に基づき、その請求に応じる必要があると判断した場合には、遅滞なく、当該個人情報の利用停止等を行う
- c. 当団体は、前号の規定に基づき利用停止等を行った場合又は利用停止等を行わない旨の決定をしたときは、遅滞なく、これを参加者に通知する

❖ 第11条(映像・写真に関する権利の帰属)

当イベント開催中に撮影された映像・写真については、当団体及び後援・協賛団体の業務(ホームページやパンフレット等への掲載を含む)に自由に利用できるものとする。本規約は当イベント終了後も効力を持つものとする。また、当日新聞やテレビ、インターネットサイト等の取材が入り、当イベントの様子が報道される場合、イベント期間に撮影された映像・写真を各機関に引き渡すことがある。なお、本条項に関しては、参加者は同意を拒否する権利を持つ。同意を拒否する場合、参加者はイベント期間より前に申告する必要がある。

❖ 第12条(作成された政策案に関する権利の帰属)

当イベントにおける政策案その他著作物(プレゼンテーション資料、画像を含む)の著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)は当団体に帰属するものとし、イベント期間中に作成された政策案及びそれに付する成果物について、当団体の業務(ホームページやパンフレット等への掲載を含む)に自由に利用できるものとする。従って、他イベント等において当団体の許可なく投稿又は発表することはできない。本条の規定は当イベント終了後も効力を持つものとする。

❖ 第13条(キャンセルポリシー)

参加登録後(参加登録の申込提出後)のキャンセルは原則認めない。但し、やむを得ない事情が発生し当団体がそれを正当と認めた場合に限り、キャンセルを認める。キャンセル料発生に伴う返金についての対応は、別途、担当者から連絡をする。

また、第3条に定める参加者資格取消が実行された場合についても、参加者資格取消をキャンセルと同等に扱うものとする。なお、一定程度、申込者様からご連絡がなかった場合は当団体からの最終連絡の日を以てキャンセルされたとみなし、以下の取り決めに基づいてキャンセル料を請求する場合がある。

キャンセル料とキャンセル料発生期間は、以下の通り。

- イベント当日から7日前(4/15)以降のキャンセルまたは欠席(参加者確定が4/14であるた

- め)...参加費の100%を申込者様にご負担いただく。
- イベント当日から8日前以前のキャンセルについては全額返金とする。

❖ 第14条(イベントの中止について)

当団体は、以下の各項において、当イベントの全部又は一部を中止することができるものとする。

1. 法律及び法令等に基づく措置により当イベントが提供できなくなった場合
2. 当団体が参加者に対し、事前に電子メールその他の手段により周知した場合
3. 第7条第1項に定める参加契約の解約が一定数の参加者との間において生じた場合
4. その他、当団体がやむを得ないと判断した場合

当団体は、本条の規定により当イベントを中止する場合、参加者にその旨を通知するものとするが、緊急の場合はこの限りではない。また、当団体は、参加者に対する事前の通知又は承諾を得ることなく、当イベントの内容等を変更する場合がある。

❖ 第15条(返金)

第7条、第9条及び第13条の規定を準用し、キャンセル料発生に伴う返金以外の参加費振込後の返金は、当団体の帰責事由によって当イベントの全てが中止となった場合のみ、参加費を全額返金する。また、当イベントが一部のみ開催された場合にも、参加費は全額徴収する。やむを得ない事情により一部のみ参加となった場合にも同様に全額徴収する。但し、返金の有無及び金額に関する個別対応を行うことがある。

❖ 第16条(反社会的勢力の排除)

当団体は、自らが現在および過去に以下の各項の何れにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

1. 暴力団・暴力団員・暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋等、その他反社会的勢力であること
2. 反社会的勢力が経営に実質的に関与している企業に勤務している、或いはその経営に関与していること
3. 反社会的勢力を利用したこと
4. 反社会的勢力に対して、自ら、或いは関連する個人または企業等を通じて、資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしたこと
5. 反社会的勢力と、社会的に非難されるべき関係にあること

6. 暴力的な要求行為および法的責任を超える不当な要求をしたこと

また、当団体は、自らまたは第三者を利用して次の各項のいずれの行為も行わないことを表明し、これを保証します。

1. 暴力的な要求行為
2. 法的な責任を超えた不当な要求行為
3. 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
4. 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、業務を妨害する行為
5. その他前各号に準ずる行為

❖ 第17条(規約の改訂について)

本規約は当団体により、事前の予告なく改訂がなされる可能性がある。

以上
学生団体GEIL